

令和2年

松前町議会

議会改革に関する調査特別委員会
(第4回)

会議録

自 令和2年 8月 7日

至 令和2年 8月 7日

松前町議会

各 位

会議録の作成にあたっては、誤りのないよう留意しておりますが、時間の関係上原稿校正は初校しかできなく、誤字、脱字等がありますことを深くお詫び申し上げます。

まことに恐れ入りますが、御了承のうえ御判読いただきたくお願い致します。

議会改革に関する調査特別委員会委員長

堺 繁 光

議会改革に関する調査特別委員会 (第4回)

令和2年 8月 7日(金曜日)

◎出席委員(11名)

委員長	堺 繁光君	副委員長	沼山 雄平君
委員	疋田 清美君	委員	飯田 幸仁君
委員	宮本 理恵子君	委員	福原 英夫君
委員	近江 武君	委員	工藤 松子君
委員	西川 敏郎君	委員	梶谷 康介君
委員	斉藤 勝君		

◎欠席委員(0名)

◎職務のため出席した議員

議長 伊藤 幸司君

◎出席説明員

議会事務局長	鍋島 孝明君	議会事務局次長	佐藤 巧君
議会事務局書記	三上 大輔君		

◎職務のため議場に出席した事務局職員

議会事務局長	鍋島 孝明君	議会事務局次長	佐藤 巧君
議会事務局書記	三上 大輔君		

(開会 午前10時29分)

○堺委員長 おはようございます。

ただ今から、議会改革に関する調査特別委員会を開会致します。

本日は第4回目の会議であります。正副委員長において会議の進め方について検討してまいりました。今回は、先月の27日に実施したペーパーレス会議システム説明会の状況を踏まえ、議会タブレットの導入について資料がまとまりましたことから開催することと致しました。

今年に入り、新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、地方自治体においては委員会をはじめ、オンライン会議開催に向けた動きも出ています。また、国からの交付金を活用してタブレットを導入する動きも出ています。更に、北海道議会も今年後中に導入するとのことであり、ここ数ヶ月でタブレット導入の環境が急速に変わってきております。更に、国がこの機会にインターネット環境の整備を急速に進めていることも頭に入れておかなければならないものと考えております。

このことが1件、更に他方、前回の会議で資料の要求がありました議会モニターの内容についても、要綱案として作成させております。開かれた議会の推進、更には町民の議会への関心を深めるための取り組みとして、大変重要なものであると考えております。

以上、この2件については、今後実施するとした場合、予算の要求について準備する必要があることから、先行して協議するものであります。

始めに、会議の進め方についてお諮り致します。

1点目として、議会タブレットの導入について事務局からの説明を受け、委員間討議も含めた質疑を行い、今後の方向性を決定してまいりたいと考えております。

また、2点目として、議会モニターの内容について、事務局からの説明を受け、委員間討議も含めた質疑を行い、今後の実施時期等を決定してまいりたいと考えております。

最後にその他として、今後の委員会の進め方についてご意見等がありましたら、賜りたいと思います。

そのように進めてまいりたいと考えておりますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○堺委員長 ご異議なしと認め、そのように進めてまいります。

それでは、直ちに会議を開きます。

提出されている資料に沿って進めてまいります。始めに、1、議会タブレットの導入についてを議題と致します。

事務局の説明を求めます。議会事務局三上書記。

○三上書記 おはようございます。

それでは、私の方から資料1、タブレットの導入について、説明をさせていただきます。まず、資料1の1ページをご覧ください。まず一番最初に(1)としまして、年間の削減見込額についてです。①から④まで四つの項目に分かれておりますが、事務局の試算では合計170万円程度の削減が見込まれると考えております。その内訳を項目ごとにご説明をさせていただきます。

(2)、始めに①議案の作成に関する経費についてです。まず印刷にかかる経費としまして、令和元年、平成31年の各定例会、臨時会ごとの議案数やページ数を記載しております。また左側定例会の表の下には、令和元年予算書の委託費用についても記載しております。これらの印刷にかかる経費としまして、下段の1、用紙代につきましては、500枚入りの用紙が10冊入りで3千円で購入をしておりますので、1枚あたり紙代が0.6円

となりまして、それを基に総印刷ページ数や単価、両面印刷をするという前提で計算をしますと、年間3万1千32円。また、マスターロールと言いまして、印刷をするにあたって製版をするためのものですが、こちらが6万4千31円、またインクについては、記載のとおり、各定例会ごとに2本、臨時会は年間を通して1本の計9本使用することとしまして2万6千730円、またここに先ほど言いました予算書の委託経費28万5千120円を合わせまして、印刷にかかる経費としまして、40万6千913円の削減を見込んでおります。

次に、2ページをお開きください。こちらには、印刷、製本にかかる人件費の試算を記載しています。試算するにあたっての共通事項としまして、人件費単価については、職員給料平均月額29万5千87円を基に試算をしております。日割、時間、それぞれの単価についてはその下に記載をしておりますので、こちらを踏まえて計算をしますと、印刷、製本合計で122万344円となっておりますが、こちらはあくまで印刷、製版にかかった人数や日数を基に試算をしたものであり、この業務が減ることによって、現在議案の印刷、製本を行っている総務課や政策財政課をはじめ、各課において業務改善に繋がる効果もあると考えております。

1ページの印刷の消耗品と2ページの印刷、製本にかかる人件費を足しまして、印刷にかかる分として162万7千257円を見込んでおります。

次に、3ページをご覧ください。こちらには②としまして、会議録の削減に関する見込み、その下に③として委員会の資料印刷にかかる削減見込み、④として各種配布物に関する経費の削減見込みを計上しております。②の会議録、③の委員会については記載のとおりとなっておりますので、詳細の説明については割愛をさせていただきます。④の郵送にかかる経費と致しまして、議会情報を記載しておりますが、毎月同封しております地方議会人等の冊子については、郵送ないし、また別の手段を用いて発送しなければならないと考えておりますので、その分の引いた場合の金額で、その分を引いた金額で試算をしております。

以上、①から④の合計としまして、1ページに記載しております171万2千932円を削減効果額として見込んでおります。

続きまして、タブレット導入にかかる試算について説明致します。まず、5ページをお開き願います。前回資料要求ありました議場のWi-Fi設置費用について説明をさせていただく前に、今回タブレットを導入するとした場合に契約する予定の通信量10ギガバイトで何ができるのかという点について、説明をさせていただきます。

まず5ページ中段、一番下の契約通信量10ギガバイトとはをご覧ください。10ギガバイトで具体的に何ができるかと言いますと、テキストメールと書いてありますが、一般的なEメールで約200万通の送信。また、皆さん見たことがあるかなと思うんですけども、インターネットのヤフーのトップページを約4万回閲覧できます。また、ジェイペグと言われ拡張子の一般的な写真であれば、おおよそ3千枚を毎月ダウンロードできるようになっております。また、議案の中でも特にページ数が多いと思われる予算書であれば、1ヶ月におよそ3千400回ダウンロードできるだけの通信容量となっております。

導入予定のセルラーモデルというのは、携帯電話と同じ電波を使用しておりますので、通信も安定していますし、町内どこに行ってもおおむね使えるというような状況にもなっております。

以上を踏まえまして、4ページにお戻りいただきたいんですが、4ページには、前回の特別委員会で提出をさせていただきましたタブレット導入にかかる試算に、Wi-Fi光

回線の工事やランニングコストについて計上した試算となっております。

まず、(1)の仕様についてです。こちらについては、今年度退職や機構改革により、機構改革、議会事務局と監査室が一緒になったことなどにより、管理職の減がありましたので、台数を減らし、38台としております。その他について、この(1)につきましては、変更はありません。

次に、(2)の初期導入費用です。こちらにも変更はありませんが、下の2段に光回線無線LAN工事、Wi-Fi工事の費用について記載しております。上段の新設と書いてある分につきましては、議場専用としまして、新しく光回線の設置工事をした場合の金額になります。その下、(既設)となっている部分については、現在役場で使っている光回線に増設工事をした場合の金額となっております。

次に、(3)ランニングコストについてです。こちらにも下2段に同様の記載をさせていただいております。新設でも既設のものを使った場合でも、表のとおりランニングコストが必要となってきます。(2)、(3)両方ともと言うか、この資料全体ですね、町長部局の必要台数も入れた38台での数値となっておりますが、単純な議会分としましては、議員12名及び議会事務局4名の合わせて16台が議会分となりますので、おおむね全体の42%でありまして、初期導入費用42%を掛けて計算しますと、議会分が(2)の初期導入費用については14万8千537円、ランニングコストの方は6年間で1千2万1千478円となるかと思われまます。

それでは、5ページです。実際に光回線を設置する場合のメリットとデメリットについてです。Wi-Fiの設置についてのメリットとしましては、契約通信量10ギガバイトがWi-Fiに接続をしている限りは減らないという点になります。ですので、ご自宅等にWi-Fiが設置されていない場合、どうしても通信量が必要となることから、議場で使用する分に関しては減らないというようになります。また、デメリットとしましては、計上させていただいておりますが、工事費用がかかる点、また増設の場合は既に庁舎内で使われている回線に接続をするため、接続台数が増えると負荷が大きくなりまして、スムーズな操作がしづらくなるという可能性があります。Wi-Fiを設置しない場合についてのメリットとしましては、先にも述べたとおり、通信が安定しており、なおかつWi-Fiよりも安定して通信速度が速く、操作性が担保される点が挙げられます。また、Wi-Fiに接続されていないため、余分な接続が減りますので、セキュリティ面でもある程度の確保ができるかなと考えております。デメリットとしましては、Wi-Fiを設置しない場合のデメリットとしましては、毎月の10ギガバイトを超えて使用してしまいますと、通信速度が一気に低下をしてしまうという点が挙げられます。

以上を踏まえて、事務局としての考えですけれども、契約した場合の10ギガバイト、こちらにつきましては動画サービス等大きく通信料を使う場合でなければ、議案や文書の收受ですとか、そういった部分だけですと、まず使い切ることはないのではないかなと思います。先にも述べましたけれども、予算書で3千400回、月にダウンロードでいる回数となっておりますので、それ以外の1枚ものの議案とかですと、何万枚という単位で見ると、ダウンロードすることができるようになっておりますので、おそらく使い切ることは現段階で考えると、ないのではないかなと考えております。なので、もし導入するとなった際には、当面Wi-Fiの設置はせずに、10ギガバイトをどうしても使い切ってしまうと、公務に支障が出てしまうという場合に再検討するというのも、一つ方法としてはあるのかなと考えております。

以上が、資料1についての説明となります。よろしくご説明致します。

○堺委員長 事務局の説明が終わりましたので、これより質疑及び今後のタブレットの導入についてのご意見を賜ります。

なかなか初めて聞く言葉がいっぱい、理解できないところもあると思いますけども、質疑をいただきたいと思います。

質疑ありませんか。全体でいいみたいです。

飯田委員。

○飯田委員 町内で、来年か再来年になると町全体で光回線が多分網羅できるんじゃないかなと思うんですけど、この10ギガっていうのをもし減らしても大丈夫な時に、ギガ数が減るとやはり契約の金額も減るんですか。それちょっと教えてもらえますか。

○堺委員長 三上書記。

○三上書記 前回の特別委員会の資料でも、確か添付させていただいていると思うんですが、契約方式が10ギガ、もしくは2ギガ、どちらかしか法人契約の場合にはないとなっておりますので、2ギガとなりますと、単純に5分の1となってしまいますので、画像データのやりとりですとか、そういったものが発生した場合には、どうしても各皆さんに家庭で必ずWi-Fiを設置してくださいとか、そういったお話になってしまうのではないかなと考えております。また、費用の面についても前回の資料に記載をさせていただいておりますので、ちょっとそちらの方でご確認をいただければなと思います。以上です。

○堺委員長 その他ありませんか。

初めてのことなものですから、きっと皆さんわからない点いっぱいあると思いますので、遠慮なく質問してください。

ありませんか。

斉藤委員。

○斉藤委員 5ページの関係でね、光を増設した場合はどうだとかっていう、これ真ん中に載ってるんだけど、デメリットの中で、負荷がかかれば通信速度が遅くなると、こういう心配があるんだけど、これを解消するために何らかの方法ないんだろうか。例えば通信速度がかなり遅くなるなんてことになれば、ちょっと迷惑なことになるわけですから、これを解消するために何かの方法があるのかどうか、もしわかってたら教えてください。

○堺委員長 三上書記。

○三上書記 負荷がかかった場合っていうか、かからないようにするためにはどうすればいいかという部分だと思うんですけども、今回4ページの方でWi-Fiの新設と既設の場合ということで計上させていただいております。既設と言いますが、今光回線、役場で入ってるものに議場で使う分として、もう1本線を足すよというようなものになるんですけども、こうなりますと当然下でも使っておりますし、ここでも使うとなるとそれに接続する台数が議場だけで今38台、その下で職員全員がもし接続したとなりますと、百何十台が一気に接続するというようなことも考えられますので、こうなると50台のキャパに対して百何台となるので遅くなるということになります。

なので、新設、議場であくまで本会議とかをやるために、新しく接続するWi-Fiを設置しますと、新しい光ケーブルを引いて、新しく契約をして設置しますとなりますと、50台使えるものに対して38人が接続をする形になりますので、容量の中で収まるようになりますので、こちらの方が負荷は少ないという形になります。ただ、Wi-Fiも決まった通信量というものが、通信速度とかがありまして、それに複数台数が接続しますと、どうしても多少負荷がかかったりはしてしまいます。

前回、7月27日のペーパーレス会議の際にも、一部回線が混雑したりとかいう部分も、

こればかりは、ちょっと一気に近くで使ってしまうと法人回線を使っても発生する可能性はあるんですけども、Wi-Fiですと、なおのことちょっとその可能性はどうしても高くなってしまうと。なので、負荷をゼロにはちょっとできないというのが実態だと考えております。できるだけ少なくするためには新設工事になるか考えております。

○堺委員長 齊藤委員。

○齊藤委員 わかったような、わかんねえような答弁なんだけども。だから、負荷がかかってどの程度時間要するのかってのは、その繋ぐ台数によって変わるという意味の説明をしてると思うんだけど、今、これ50だとすれば38台だから大丈夫だよと。職員がみんな持つようになれば、百何台になってしまうから時間かかると、こういう説明だと思うんだけど、どの程度の時間かかるのかってことを聞いてるんですよ。

○堺委員長 三上書記。

○三上書記 時間ということでの説明となると、ちょっとすみません、私の方でも何て言っているのかわからない部分あるんですけども、先日使ったシステムでページめくったりしましたよね。あれが、こっちが例えばこれを開くのに青いボタンを押してくださいと、押したら勝手に開きますっていうような、あれを使う際に通信が発生してるんですよ。なので、それを押した時に、台数が少ないとパッとおそらく画面開いたと思うんですよ。あれば例えば何十秒とか、何秒とか、時間のラグが発生する可能性があるかと、Wi-Fiに接続して台数が増えると。なので、こちらでこのページを開いてくださいって言ってボタンを押しても、もしかしたら、例えば齊藤委員がパッと開いても、他の委員さん誰かがちょっと時間のロスが出てるとか、そういう可能性が考えられるということで、ちょっとそれは、すみません、はっきりと何秒とかっていうのは言えないんですけども、そういうラグの発生する可能性が高まるということで、説明とさして、負荷がかかるよという説明とさせていただいております。すみません、以上です。

○堺委員長 齊藤委員。

○齊藤委員 ますますわかんなくなっただけども、つまり、議会全体で定例会なんかあった時に、下の方の人方も38台以上にいっぱい使えば、そういう時にはやっぱり下の方に配慮してもらってということしかないと思うんだよね。というのは、ボタンじゃなくて、触ったからといって出てこなければ故障だべがと思うんだよね、みんなね。だからその辺は、まあ慣れていくしかないのかもしれないけども、この辺もきちんと整理した中でやっぱり導入すべきでないかなと思いますので、委員長、ご配慮願います。

○堺委員長 三上書記。

○三上書記 それですね、Wi-Fiの設置についてなんですけども、先ほども説明をさせていただきましたが、10ギガという通信容量をもし契約する際には設置をしようと考えておまして、おそらく、先ほども言いましたけど1ヶ月のうちにWi-Fiの工事を議場でしなくても、会議だとか、そういった部分にかかる分だけであれば、Wi-Fiの設置をしなくても足りると、こちらとしては考えております。なので、もしどうしても10ギガで普通の公務ですとか、議員としての公務に支障が出てくると、足りないという場合にはWi-Fiを設置した方がいいかなとは考えているんですけども、下のWi-Fiも職員の接続、自分の携帯電話でも接続できるようになっている部分もあるものですから、本人が意識して切ってもらわなければ、ちょっと難しい部分もありますし、こちらとしてはWi-Fiの工事は、必要が出た際に工事で十分足りるのではないかなと考えておりますので、一応経費として計上はさせていただいておりますが、もし導入するとなっても、すぐに工事が必ず必要だというようなものではないと認識しております。以上です。

○堺委員長 西川委員。

○西川委員 今、説明あったようにですね、この前の研修でもありましたようにね、10ギガバイトで十分であるということと、また無理してWi-Fiを設置しなくても、メリットが、安定した通信でできるということで、セキュリティもできるということなので、何も別に無理して、事務局で言うようにですね、何も急いでやる必要はないんでねえかなって思いますけど、そんなにそんなにがっばり使うわけでも、議会で使うだけだったら十分だと思いますんで、何も予算組まなくてもいいんじゃないかな。そうと思いますが、どう思いますか。

○堺委員長 三上書記。

○三上書記 そうですね、私達の方としてましても、導入を仮に来年度するとなったからといって、来年度すぐに予算をとってWi-Fiの工事は必要ないのではないかなと考えております。

ただ、今後、よりタブレットの導入が進んで、様々な部分で議員としての公務ですとか、そういった部分に使えらなくなって、10ギガじゃやっぱりちょっと足りないですとか、あくまで個人に10ギガですので、全員で共有ということができないものですから、どうしても出張だとかの際に必要な迫られて、10ギガじゃ足りないんだというようなことが発生した場合には、軽減のために議場内ではWi-Fiを設置すると。接続に関しては配慮をしたにはしてもらおうとか。そういった部分は、その必要が出た場合には検討していきたいと考えておりますので、もし仮に来年度導入するとなっても、即座のWi-Fi設置は必要ないのではないかなと考えております。以上です。

○堺委員長 沼山委員。

○沼山委員 今、10ギガで足りるかっていう話だったんですが、このタブレットを家に持ち帰って、ユーチューブなどの動画を見なければ、十分足りると思います。ただ、このタブレット、様々使い勝手良いので、家に持ち帰って、あるいはユーチューブなどの動画を、配信した動画を見たいという場合は、自宅の通信設備を利用して動画を見るというようなことを念頭に置かれた方がいいのではないかなというふうな気はしますが、どうでしょうね。

○堺委員長 三上書記。

○三上書記 今の沼山委員からの質問ですけども、そうです、タブレットでできることっていうのは、基本的にはお家にパソコン、インターネット環境があれば、ほぼ全てできます。ラインとかっていうアプリですとか、そういったものも一部パソコンにも適用されるものもありますし、基本的にはパソコンの方が有線LAN、直接線で引っ張ってる分に関しては安定してるかなと考えております。なので、もしどうしても見たいけども、家にそういう環境が整っていないんだという場合に関しては、一応動画もできるだけ見ないようにしてほしいということではあるんですけども、あくまでユーチューブですとか、例えば1分の動画であれば、1ヶ月におおよそ5千回、80時間分ほど見れる容量にはなっております。ただ、これをだからといって全部やってしまいますと、データがダウンロードできないですとか、そういったことに繋がってしまいますので、可能な限りはそういったユーチューブでの、例えば知内町とかでやってますけども、議会の動画配信を見たいんだというようなことであれば、できる限り、家に設備があれば家の方でやっていただきたい。議員個人というよりは、こちらの議会としての公務に使っていただくというような考え方になるかなと思っておりますので、そこに関してはよろしくお願い致します。

○堺委員長 どうですか、まだ。福原委員。

○福原委員 このタブレットは議会運営に必要な部分以外使用はできないということで、原則論としていいんでないですかね。

それと、今光が、基本は光でしょうから、このタブレットはね。それとWi-Fiはエリアが、使用エリアだとか、使用用途によって違うんだから、今光で十分対応するのに10ギガであれば十分にね、自分達、僕今スマホ使っても1ギガから2ギガだとか、2ギガから3ギガだとか、そういうレベルなんですよ。だから、動画だとか、そういうふうなものをね、見なければ議会の事務処理であれば十分に、100%以上対応できる、余力があって対応できるから、そういうルールをつくりながら使用してもらおう。

それで、僕の質問は、この今タブレット導入するのでの費用の関係。それと現状での経費の関係、納入の関係。こう見るとわかったようでわからないわけさ。比較が2ページ、3ページに分かれて、縦軸で、そして横であればいいんだけども、ちょっとわかりにくいんで、どういうふうに捉えたらいいのかっていうの1点。

それと、このタブレットを導入することによってのメリットってということだとか、それと全国的な流れ、それとコロナの関係で、やはり日本のこういう導入がいかにも遅れていたかっていうことがつぶさにわかったんで、それで今回の特別委員会の中でどうしようかっていう考え方だと思うんですよ。

僕は何にも悪いことでないから導入しても、十分に活用できるかできないかっていうのは、これは、やはり議員の先生方がお勉強して、そしてそれを活用することを考えない限り室の持ち腐れになりますんでね。かえって前の紙文化の方がいいっていう考え方に戻るかもしれない。それぐらい機械っていうのは、やはり慣れる扱いを自分で取得しない限り駄目さ。僕に備わっている、もう飯田さんとか沼山さんのレベルからいったら、僕1ぐらいですからね、それでも使えるんですよ。だから、それぐらいやはり難しいもんですよ。だから、そんなことも含めて、やはりまず経費の関係、ちょっとわかりにくい。それと導入するのは僕はいいと思う。

それともう1点目、定数が、これからね、議会改革の中で大きく話題になってくると思うんですよ。それと将来的に松前町の人口が減ることによって、管理職も職員定数も減っていく、そういう時代に入って、早く導入したいけれども、無駄な経費は使いたくないのが僕一つなんです。それで、きちっと議員定数が方向性が出て、無駄な経費を使わないで、そして一番どの時点がいいのかっていうのがね、皆さん方から意見をもらってほしいんですよ、そして、ゴーサイン出したら。原則的には先ほど言ったように、僕は導入することに何も反対でないです。それは言うておきます。ただ、タイミング、それと議員の定数の関係、無駄な経費を使いたくない、松前町そういう余裕ないですから。そんなことを含めて、もうちょっと考え方を皆さんから聞いていただければなど。

○堺委員長 三上書記。

○三上書記 今の福原委員の質問に対してです。すみません、ちょっとわかりづらい資料になってしまいました。

費用、経費の部分ですけども、まず1ページの一番上、年間の削減見込みということで170万円程度。これは、全体を通しての経費、お金としてこれだけ削減になるだろうという部分のうちわけが3ページまでつらつらと繋がってるような形になっております。4ページのランニングコスト、合計のところは509万と、1から3年目のところであるかなと思うんですけども、まずこれが対比していただきますと、このうち今行ってる作業から削減されるものが170万あるので、相殺したら300何十万かかるよねということにまずなるかなと思うんですが、先ほども2番の印刷、製本にかかる人件費のところでもご

説明させていただいたんですが、例えば、ここには今載せてない部分としまして、議案を今まで副町長と総務課長が配ったりしてる部分、そこも今後配る必要がなくなるですとか、議案の作成にかかる時間も作成してチェックが終わったら、すぐに印刷とかも必要なく配れるという部分が、まずお金に見えない部分として業務改善があるかなど。

今福原委員おっしゃったように、職員定数の関係もあります。もちろん職員減らないで今の人数で仕事してるのが一番、私個人はいいなと思う部分あるんですが、ただそういうわけにも当然、これから人口も減っていきますので、そうはなっていないという部分で、そういう仕事が簡素に、簡潔になるという部分で、職員が減った場合についても対応していくことが、もちろん全てはクリアはできないと思っておりますが、そういう部分にもメリットがあるのかなと考えております。

すみません、経費の部分については、ちょっと今こちらで試算したものとしましては、この500何万のうち、170万程度、他の部分で削減が見込まれるので、実際には500何十万かかりますけど、差し引きすると330万、40万程度の実質経費かなというように考えております。

導入の費用の部分、3番のランニングコストの部分を見ていただきたいんですけども、例えばタブレット、管理職等が減ったとしてもタブレット一回、1年目から3年目で支払をして買い取ったというような形になった場合には、4年目からはタブレットの費用がかからないと。仮に38名って今見てますけども、管理職が20人今考えてるのが10人になったとしますと、通信基本料2千680円っていうのがあるんですけども、通信契約だけ台数を減らすということも可能かなと考えております。携帯電話と同様に、例えば1人が3台携帯電話を持ってるとしましたら、必要ないから1台にしますとやって2台だけ通信を切るということもできますので、人数が減るに合わせて通信契約料がかからなくなりますと、その他ユニバーサルサービス料、保証サービス、遠隔ロックですとか、そういった部分も必要なくなっていくので、人数に合わせた調整、今1年目、仮に来年度導入したとして、3年でそこまで半分程度までいくとかっていうことはないと思いますので、その間に端末代金と言いますか、iPadの代金が支払されるのであれば、その後、人数の減少に合わせて通信ですとか、そういったものの契約は随時見直せるのかなと考えております。以上です。

○堺委員長 福原委員。

○福原委員 わかった。それで、タブレットは将来的には買い取りになる、リースでなく買い取りになるという考え方でいいですね。そして、それがそのタブレットの端末が職員の定数が減ったり、管理職が減ったり、議員が減っても、今度はそれは別な一般職の職員がそれを活用するというのをね、ね、そのとおりでいいすもんね。そういうことを柔軟に考えて対応していくのであれば、何も、先ほど私質問で導入のタイミングをいつにするかというふうなことで、今明確になりますよね。だから、そんなことで十分にタイミングを見て、そして活用を考えて導入を検討なさる、私の意見としてはね、そういうふうにかえたらいいんでないでしょうかね。

○堺委員長 議長。

○伊藤議長 今、福原さんのいろいろご意見ですけども、仮に議員定数が減ったとしても、基本的に今管理職20台っていう話になってますけど、今福原委員言ったとおり、減った分は契約して確保している以上は、別な人が使えるわけですから、それは別に余るっていうことにはならないので、それがまず一つ。

それから、経費の件でいろいろ言ってますけども、実際300ちょっとの、300万ち

よっとのお金がかかるんですっていう話ですけど、今これで数字的に試算はしましたけど、これから職員の定数動かしていきますと、私は300万円、ということは、1人人を減らせる可能性がある、これをするによって。そうするとですね、まあ、いつの時点でそうなるかは別にして、人件費はそのままと一んと落とせる可能性がある。人数、1人いらねえんじゃないか、これって、そういう試算もなくはないんで。だから、印刷費がどうのとかっていうこともあるんだけど、人件費1人分飛ぶって、1人いらなくなるっていう発想は十分できるんですよ。それがあるので初期投資結構かかるんだけど、1、2年か2、3年後には、そういうことは可能になります。だから、余分な仕事ってば怒られちゃうけど、いかに無駄な仕事をずっとさせてきたかって。この間、函館市議会に行った時に、700ページの膨大な資料をつくと。それで我々から見ると全然問題外ぐらい、相当な無駄なことをやってる。それを今すと一んと削っちゃったと。うちもだから300万、お金かかりそうに見えますけど、近いうちに1人減らすことも可能であれば、それでチャラっちゃうんですよ。その可能性が十分高い。

それともう一個、一番いいなと思ってんのは、紙の資料いろいろもらってるけど、カラーの資料ってなかなか出ねえんだよね。お金かかるし、面倒くせえんだよね。タブレットだと瞬時に全ての文書、カラー化したいところがあればそのまま出てくるし、それが全く違うかなと思って。そういうことを考えると、まずは走らせてもらって、2、3年のうちに結果出てくるんでないかと、費用の面でもね。私はそう思ってるので、よろしくお願ひします。

○堺委員長 福原委員。

○福原委員 今、議長のね、言葉を借りると、現場にいた時に、この頃災害でも現場に行くと、この頃テレビを見ると皆さんタブレットを持ってるんですよ。僕もほしいなど。そのタブレットっていうのは、余った時だとか、もう一度購入するだとかしないと、現場対応から、現場から本部の方に通信送って、そして即決即断でものごと対応できるような状況も生まれるしね。活用を十分に考えられたらいいと思う。そんな意味では、一歩か二歩でも前向きにね、進めて、総務の担当者とそういうことまで含めて話したらいいんでないかなと私は思います。

○堺委員長 その他のご意見ございませんか。

意見を聞いてますと、やっぱり必要な、今がタイミングかなってな感じも致しましたんで、その他に自分の考え方ありましたら、述べていただきたいと思います。

齊藤委員。

○齊藤委員 今、福原委員と議長の発言を聞きましたけども、この段階では定数の問題なんか議論すべきではない。だから、38台だら38台で進めましょうということに持っていかなければ、なかなか導入にはならない。最初から3年までは500万ぐらいかかるけども、それ過ぎれば280万まで落ちるんだって資料まで出してくれてるわけだからね、これで導入するかどうかってことを、方向をみんなに意思を聞いた方がいいんじゃないか。

私は導入したうえで、一番最初は議会の招集案内だけでもいいと思うんですよ。既にもう福島でも知内でも、このコロナの関係に関連して導入しようとしてるでしょう。ですから、松前町だけが遅れて、何だ、おめえだち、まだ書類でやってるんだがって言われるのも嫌なことだしね。ですから、まず導入して、招集通知だけでも受けるというぐらいから始めなきゃならないと思うんですよ。それ、予算書の中まで全部、そこまではなかなか一回ではいけないと思いますからね。まず導入して、下の方と合わせて38台、500万と。これぐらいはね、特別委員会として導入するっていう方向にした方がいいんでないですか。

まあ、とりあえず、議会の招集通知だけでもいいんでないですか。それに慣れていきましようよ、みんなで。そういう時代です。以上です。

○堺委員長 斉藤委員からのご意見で、皆さん方の考え方をですね、導入したらいいか、しなくていいか、端的なご意見をお聞きしたいと思えますので、こちらからいいですかね。

そしたら、沼山委員、どうでしょう。

○沼山委員 これはもう、タブレットに関しては導入すべきだと思っています。やはり、今全国的な流れとして必要不可欠というふうに思いますので、ぜひ下の方と連携とって進めていただきたと思います。

○堺委員長 宮本委員。

○宮本委員 ずっと話聞いてきたんですけど、多少個人的には機械オンチのところありますけど、やはり導入して覚えていくっていうのもまた大事かと思えますので、導入に賛成致します。

○堺委員長 西川委員。

○西川委員 今すぐ導入か、導入しないかって決められたって、そう簡単にはいかないと思います。経済性と効率性から見たら、当然導入すべきだと思うんですが、とりあえずね、斉藤委員さんが言ったようにですね、通知ぐらいはとりあえずちゅうことでやっていけば、それでいいんでねえかと思うんだけど。

ただ、デメリットっていう部分もいっぱい実はあるんですよ、タブレットに関しては。タブレットっていうかIT機器に関してはね。だから、そういうのは、何て言いますか、場所場所に合わせてあれすると。要するに、うちに持ち帰ったり何だり、そういうなルールっていうか、そういうのの決め合いっていうのは、徐々にやっていくということであれば、導入には賛成します。

○堺委員長 疋田委員、いかがですか。

○疋田委員 自分では、今いろいろとお話聞いたんですけども、半分わかって半分わかってません。それで、合計金額云々かんぬんとかって話になりますと、やはりこれであればやった方がいいのかなと、何となくそんな気がしてました。それでできるのであれば、早めにもやっていただければ、少しでも我々も勉強できるかなと思ってますので、よろしくお願い致します。

○堺委員長 福原委員は賛成でいいですね。

梶谷委員、いかがでしょうか。

○梶谷委員 私、アナログ時代の人間なもんだからね、このデジタルの話なると、なかなか細部まで理解するのは、正直言って困難なんですよ。ただ、今議会でね、このタブレット化、いわゆるペーパーレスだとか、そういう方向に進もうとしている目的がね、経費の削減なのか、議会の効率化、議会っていうか会議っていうかね、そうしたものの効率化なのか、そうしたものをきちっとわきまえていくとね、やっぱり自ずと結論出るんじゃないかなと思います。

ただね、それが私の現在の時点でね、自分で判断するってのはなかなか難しい、正直言って難しいです。いい面も悪い面もあるし、そういう状態になった時に、自分個人のね、通信環境っていうのは、皆さんと大きな違いもあるだろうし、限られたものに対応するだけのタブレット利用ってことに、おそらく私はなると思えます。ですから、個人の通信環境だとかそういうものを考えればね、それぞれ違いがあるんだから、議会として最終的に本当にこの経費削減、そして今の会議の効率化だとかっていうものを計りにかけてね、最

最終的に判断すべきじゃないのかなと、このように思っております。正直言って自分では結論出せません、はっきり言って。

○堺委員長 わかりました。それでは、飯田委員は賛成でいいですか。

○飯田委員 昨年2期目の時に、早速タブレット導入の話をしたのは私なので、賛成です。

○堺委員長 近江委員。

○近江委員 我々の年代で大変機械に対する、こう何て言うんですか、いろんなあれがあるんですけども、やっぱり時代が時代ですね、習うより慣れろということでね、やっぱり私は賛成したいと思います。

○堺委員長 工藤委員。

○工藤委員 導入に賛成です。ただ、あとは私の腕次第っていうか、これから慣れていくのに大変だとは思いますが、頑張ってみます。

○堺委員長 斉藤委員。

○斉藤委員 賛成ですよ、反対でないです。今西川さん言うように、やっぱり個人がタブレットを持ち帰るわけですからね、きちとした要綱って言うのかな、そういうものを整理したうえでなければ、なかなか導入が難しいのかなと、これ、管理職方も含めてですけどね。だから、そういう要綱をきちと整理したうえで進めていった方がいいと思う。なぜかと言えば、個人が常に持ち歩かなきゃならないっていうような状況もあるような気がするんです。例えば、我々が海外で出張中に松前町で大災害があったなんてこともあり得るでしょうから、常に自分の身につけていくってか、持ち歩く必要があると思いますのでね、きちとした要綱をつくるべきでないかなと。

次までにね、成功しているところの要綱ちゅうのかな、そういうことをもし調べられるのであれば、調べて提示してほしいと思います。以上です。

○堺委員長 議長、賛成ですか。

○伊藤議長 いろいろご意見を伺って、うちも早くから騒いでますけど、更に早く入れそうなところがあるので、一生懸命頑張って早く入れたいなと思ってるんです。費用の関係もあるので、これから町長とも相談しながらですね、できるだけ早く導入したいと思っております。

要綱の件については、あちこち資料を事務局の方でも取り寄せてるようなので、まとめをしてもらって、早めにまた特別委員会開いてもらって、みんなで協議すると。とりあえず入れる方向で行かしていただければと思います。よろしくお願いします。

○堺委員長 最後に私は、梶谷委員と一緒にアナログ派ですけども、やっぱり勉強してやっていく。そういう積極的な考え方を持っていますんで、皆様方の今の考えを聞きますと、タブレット導入してもいいって方がほとんどですので、そういうふうにさしていただきたいなど、進めていただきたいと思っておりますんで、よろしでしょうか。

(「異議なし」という声あり)

○堺委員長 ありがとうございます。

そしたら、今までの意見を集約致しまして、様々な意見をいただきました。まず、令和3年度からの導入に向け、理事者と協議しながら進めてまいりたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」という声あり)

○堺委員長 町長、議長、事務局、更には通信会社とも協議して、また近隣町村の状況も見極めながら、加えて近い将来のことも十分勘案して、最終判断をしてまいりたいと思っております。正副委員長に一任していただければと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」という声あり)

○堺委員長 それでは、よければ、議会タブレットの導入については、そのようにさせていただきます。

次に、2、議会モニターについてを議題と致します。事務局の説明を求めます。事務局長。

○鍋島局長 それでは項目の二つ目、議会モニターについて、説明させていただきます。前回の委員会において資料の要求がありました議会モニターの設置要綱につきまして、資料2として配布をさせていただいております。

設置要綱は、第1条から第12条までと附則から構成されております。始めに第1条は設置の目的でございます。記載のとおり定めようと考えてございます。

次に、第2条は用語の定義でございます。これも記載のとおり定めようと考えてございます。

次に、第3条は定員でございます。要綱案では、議員定数と同数の12人かそれ以内と定めてございます。

次に、第4条は資格・要件、いわゆる対象者でございます。要綱案では、年齢18歳以上の町民で、かつ常勤の公務員でない人、それと地方自治法第180条の5の規定に基づく行政委員でない人としてございます。参考までに、ここにある行政委員とは、教育委員、選挙管理委員、監査委員、農業委員、固定資産評価審査委員がこれに該当するものでございます。

次に、第5条は募集の方法でございます。要綱案では、議会モニターは公募としまして、但し書きとして、議長は個人に対し依頼し、または適当と認めた団体等に対し、適任者の推薦を依頼することができるようにしたいと考えてございます。公募も致しますが、推薦も併用する形にしたいと考えてございます。

次に、第6条は委嘱、身分、待遇、任期についてでございます。議会モニターは公募者及び推薦者の中から選考して、議長が地方公務員法上のパートタイム、会計年度任用職員として委嘱しようとするものであります。また、第2項としまして、議長は、議会モニターの委嘱にあたって、年齢、居住地等に著しい偏りが生じないように配慮しなければならないと規定しようとするものであります。なお、パートタイム、会計年度任用職員でありますと、地方公務員法の規定によって任期は1年になるものであります。法律上は更新は可能になるものであり、また、報酬、通勤にかかる費用弁償、公務災害の保証もされるものでありまして、町の行政団体の委員と同じ待遇面に対応できるものと考えてございます。

次に、第7条の解任の規定でございます。議会モニターが次の1号から3号のいずれかに該当する時は、解任することができるものと規定をするものでございます。

次、第8条は職務の規定でございます。要綱案では、議会モニターの職務として、次に掲げる6点を考えてございます。第1号として、会議を傍聴し、当該会議の運営に関する意見を提出していただくこと。第2号として、松前町議会だより及び町議会のホームページに対し、ご意見を提出していただくこと。第3号として、議長が依頼した町議会の運営に関する調査事項について回答していただくこと。第4号として、町議会議員と1年に1回以上意見交換を行うこと。第5号として、議会モニターだけで構成するモニター会議に出席していただくこと。第6号として、その他議長が必要と認めたこと。以上の6点について、職務として考えてございます。

次に、第9条は提出された提言等の取り扱いに関する規定でございます。第1項では、

議会モニターから提言等が提出された時は、議長は必要に応じて関係する会議、これはいわゆる条例第2条で言う会議でありますので、各委員会におそらくなると思いますが、その各委員会であれば、その委員会に当該提言書等を送付しまして、その委員会において検討しようとする規定でございます。また、第2項と致しまして、前項の規定による検討結果は、原則として当該提言等を提出した議会モニターに通知するとともに、議長が別に定める方法により公表しようと考えてございます。

次に、第10条はモニター会議の規定でございます。議長は、議会モニターと連絡調整及び意見交換を図るため、議会モニターの会議を開催しようとするものであります。

次に、第11条は報酬、費用弁償に関する規定でございます。議会モニターが公務として会議を傍聴、もしくはモニター会議に出席する場合、または町議会議員と意見交換する場合について、会計年度任用職員の給与に関する規則に基づきまして、報酬及び費用弁償を支給しようとするものであります。その場合の報酬額でございますが、1日4千円と考えてございます。これは、町の行政団体の委員と同じ金額でございます。また、費用弁償でございますが、通勤にあたって、バス代等の通勤にかかる費用弁償について支給しようと考えてございます。

次に、第12条は委任に関する規定でございます。この要綱に定めるもののほか、必要な事項は議長が別に定めようとするものでございます。

附則としまして、この訓令の施行期日をいつにするか定めようとするものでございます。

今までご説明した内容のまとめたものについて、末尾に議会モニターの主な論点として掲げてございます。ご参考としていただきますよう、よろしくお願いいたします。以上でございます。内容のご審議について、よろしくお願いいたします。

○堺委員長 説明が終わりましたので、これより質疑及び今後のモニター導入についてのご意見を賜ります。ご異議ありませんか、質疑ありませんか。

斉藤委員。

○斉藤委員 まず2点ですけれども、このモニターの定員の12名、こんなに多く必要なかなっていうような気がしなくもありません。以内ですから、何人でもいいことになるでしょうけれども、かといって3人か5人だらとっても12名のうちで間に合わないから、やっぱりもう少し厳しいっていうかな、きちんとした数字にすべきでないのかなと。例えば8人だとか、その程度のものでいいんでないのかなと。以内にしておけば、結局4人出てくれば過半数になるわけだしね。12人ってば6人揃わなきゃ過半数になって、モニターでも決められない、意見も決められないってことになりますからね。だから、この辺は一考の余地あるんでないのかなと、そう思います。

それから、もう一つは、パートタイム、会計年度の職員の関係は、1年で一回きらなきゃならないっていう決まりがあるようですね、これは、この後ろにでもね、引き続き何年はできますよぐらいのものを、違法性があるかどうか別にしてね、その程度のもを載せた方がいいのかなと、載せれるのであればね。このパートタイムの任用職員っていうのは1年っていうことで決まってるようだからね、はたして、これたった1年で終わりだって言えば、公募しても来る人少ないような気がするんだよね。だから、これは一考の余地ありでないかなと思いますけれども、いかがですか、局長。

○堺委員長 鍋島局長。

○鍋島局長 まず、1点目の定員でございます。前回の会議の時に、北海道で主な議会モニターを設置しているところが6箇所ほどございました。その定員が、一番多くて20人以内、それで一番少なくても5人以内というのがございまして、その5人以内のところは議

会広報のみのモニターでしたので、実質他の5箇所では10人、10人、12人、15人、20人という状況でございました。松前町と致しましても、松前町の議員の定数が12人で、それと松前町の町の特徴からいきますと行政範囲が広いという部分もございませう。それで、広尾町が人口6千700、議員定数が13人、で、12人以内というのもちょっとございませうので、そのようなことも考えまして、ちょっと12人以内という案ではありませうが、つくってみました。それが1点と。

それともう一つの会計年度任用職員の部分ですが、それが規定できるかどうか、総務課の方とちょっと協議をしたいと考えてございませう。以上です。

○堺委員長 その他ありませんか。

端的にモニターの導入について、賛成、ご意見ないってことは賛成なのかなっていうふうに私は感じてませうけども、それぞれ意見をまた聞きたいと思ひませう。

また先ほどのように、こちらの方から行きたいと思ひませうんで、沼山委員、いかがですか。

○沼山委員 前回では、とりあえずこの議会モニターはやっていませうということになりまして、ちょっと具体的なこと入って来ませうけども、一応これは進めていませうながら、もし改良加えるべき点が見つかったならば、改良しながらですな、いいものをつくっていくという方向で進めてどうかと思ひませう。以上です。

定数は、やっぱり10名前後と考へた方がいいかなと思ひませう。

○堺委員長 宮本委員。

○宮本委員 自分の経験からすると、例えば社会教育委員とか、そういうものの公募のことも考へたことあるんでませうけど、公募はおそらくしてないだろうということ、そういうのをちょっと諦めたっていうか、止めた経緯があるもんですから、人数に関しては、ほとんどっていうか、自分の経験から行くと、例えば12人としても、モニター会議が年に1回とか2回の会議だったとしても、そろっていうことはませうないんでないかと、経験上ですな。

だから、そういう面で、やはり斉藤議員おっしゃったみたく、ある程度定数って言うか人数を減らして、来やすって言うか、出席できる人数をある程度つかませた方が確実でないかなとは思ひませう。

○堺委員長 西川委員。

○西川委員 我々の定数の問題もありませんけど、私もこの定数に関しては10人以内とした方がいいのかなというふうに感じませう。

それとですな、実施時期については、来年の4月でいいんじゃないかなと、そう思ひませう。

○堺委員長 疋田委員。

○疋田委員 自分もそう思ひませうんですけども、人数はやっぱり8人から10人くらいの間がいいのかなと思ひませう。あとは賛成でございませうので、よろしくお願ひ致します。

○堺委員長 福原委員。

○福原委員 このモニター制度っていうのは、町民に訴えるものとしてはすごくいいものだと思います。しかし、12人を集めるっていうことは、大変な労力だなということ、個別にあたらぬ限り。報酬についてもちょっとアップしてあげた方がいいんでないかなという気がませう。そして、定例議会であり、臨時議会であり、常任委員会であり、その都度物事しなければならぬから、相当文書化して提出するっていう能力っていうのは、そんなに多い方がいいもんだから、やはりそういうような価値を認めてあげたら

いいんでないかなど、報酬についても。

それで、やはりいいことだけれども、議会に対しても行政に対しても厳しい指摘。それともっと頑張ってくれやっという激励もあるだろうけども、やはり方向性はもう一回見直してくれて、方向性っていうのは、このモニターを何のために導入するのかっていうのをもう一回やはり見つめ直していいと思う。

全国でもなかなかやれなかったのは、そういう壁があったんでないかなと思うんですね、モニターさんに。僕はやるのはいいと思いますよ、最初の結論言うけど、やることは間違いではないし、いいと思う。しかし、これをまとめて運営していくっていうのは、事務局は大変だなあと思ったものですから、もう少しソフトに、柔軟にできるような考え方をこの条文、規則の中、設置要綱ですか、この中に含めていったらいいかなど。今のままだったらガチガチの行政、行政。これではやはりちょっと来ないかなど、いう感想を述べながらやるのであればやりましようやということです。

○堺委員長 梶谷委員。

○梶谷委員 設置要綱の中身を見ますとね、特別異議もないわけですけども、逆に第1条の目的見た時にね、これ本来議会、あるいは議員がやるべきことなんだと。そういうことをね、どっちかっていうと怠っている中で、今こういうモニターさんをお願いするっていうことが、何かいささか心に引っかかるものがあるんですよ。議会は本来いろんなこと、こういうことをやらないといけない、町民からの要望、提言、その他意見を聞いてね、そして町政に反映させるっていうのが、本来議会議員の人の仕事でしょう。そういうことが今まで、私はどっちかっていうと怠っていたんでないかなど。だから、そういう中で今みたいにストレートでモニターさんをお願いするっていうことが、何か心に引っかかるんですよ。

それからもう一つはね、モニターさんになってくれる人だよ。原則的には公募して、私がやります、俺がやりますっていう人が願いどおりに出てくれれば、問題は多少は解消されるんだけど、もし公募したけれども誰もいなかったと。私、今の状況であればおそらくそうだと思うんです。これ、考えすぎかもしれないけどね、そういう中でこれを進めて行くと、結果的にはその後第5条に公募、原則は公募だけでも、ただし議長は個人に対し依頼し、あるいは団体などに依頼して、こういう形が結果的には、今までいろんな例見てくとなってしまうと。そうすると、そのモニター会議も追従型の、本当に願っているようなモニター会議にならねえんじゃねえかなっていう懸念はあるんですよ。

だから、本来我々がやるべきことをやって、そのうえでね、そのうえでモニターさん、お願いするっていうのは筋だと思うんだけど、ちょっと言いすぎかもしれないけどね、自分の反省を含めてね、意見として述べさせていただきます。

○堺委員長 飯田委員。

○飯田委員 この要綱読ましていただいたんですが、ひょっとしたら、これ長続きしないんじゃないかなって、ちょっと気がしちゃったものですから、私、よく、私事ですけども、テレビ番組を見て、その番組に対してご意見をお伺いしたいっていう番組モニターっていうものがありまして、それもやっぱり若干有償なんです。そのモニターを採用されると報酬が出るということなんですけど、それだったら、その番組を自宅で拝見して、その拝見したものに対してのっていう、番組からの要望に対してモニターを募集して、それで書くっていう方法なんです。なので、議会については、例えば松前の議会で今どういう問題があるのかっていうものを、例えば現場に来るのが大変だったら、その資料をそちらの方に見ていただいて、それに対してどう考えてるかっていう方が、ひょっとしたら公募

もしやすいですし、解決もしやすいですし、何が今この松前町議会について改革が必要なのかという部分も、率直な意見うかがえるのではないかなと、そういう意味での公募であれば、多分皆さん公募に応じていただけるのではないかなというふうに思っています。

なので、反対ではないんですけども、要綱を見た段階では、ちょっと何となく参加する方が少ないのではないかなという、ちょっと危惧しているか心配をしております。

○堺委員長 近江委員。

○近江委員 モニターをやって、町民からの要望、提言その他意見を広く聴取するという目的もあると思うんですね。だけども、町会議員のなり手が少ないですと。ですから、将来町会議員を誕生させて、育てたいという一方の目的も私は、このモニター制をね、重視する要件だというふうに思っています。だから、これ見た段階でかなりね、束縛された、融通の利かないような要綱だなという、一番最初に感じてます。

それと定員についてですね、10人なり8人なりもいいんですけども、はたして公募しても集まるのかなというのが懸念されますので、もうちょっとその辺をね、検討してみた方がいいんじゃないかと思えます。

臨時採用の、職員としての扱いなんですけど、やっぱり1年限りのね、そういうような任用職員という形ではね、ちょっと駄目かなという感じもしますんで、そういう点をよく考えていただきたいと思えます。以上です。

○堺委員長 工藤委員。

○工藤委員 あちこち研究してつくられた要綱だと思いますけども、まず定員については、議員定数と同じでいいんじゃないかなと思えます。こっちがもしモニターになった場合と考えた場合、職務の部分で、あんまりこれ厳しいんじゃないかなって。もう少しこ融通して、こういう項目がいっぱいあるんですけども、全部出なくてもいいんだよっちゅうおさえて、ちょっと緩やかに扱われたらいいんじゃないか。

それから、何人かの方々からも出てましたけど、人気1年っちゅうんじゃないなくて、議員が4年ですから、やっぱり4年ぐらいは続けて、そういう会議に関心持って参加してもらおう。100%出席ではなくてもいいっちゅう感じで動いてはどうかと思えます。

○堺委員長 斉藤委員。

○斉藤委員 モニターの要綱っていうのは、モニター会議を設置してみようやっていうことをみんなで話し合っ、決めてからの要綱を出してるわけですからね。だから、要綱の中身だけは、きちんと議論すべきだと思います。

私は、そこを何回も言いますが、12名は松前町の実態からいって多すぎると思えます。今工藤委員言うように、はたして12名全員応募してくれるかなという危惧すら感じるんですよ。ですから、せいぜい8名なり、それくらいでスタートしてみたらどうですかと。それでも、どんどんどんどんモニターやるという人出てくれれば、もっと定数増やしてもいいことになるだろうし、今近江委員言うように、先進地にあるようにモニターから議員になると、たくさん例があるわけですよ。だから、そういうことも含めながら、やっぱり12名というのは、守備範囲は広いと言いながら、人口は7千切ってるわけですからね。ですから、8から10の間でとりあえずスタートした方がいいのかなという気がしますので、それを今後検討課題にしてほしいと思えますし、パートタイムの4千円の話ですけども、私はこれ、何て言うんですか、行政委員ってんですか、教育委員とかの。これが4千円であれば、それ以上出すのは他の方にも影響行くような気がしますけども、議会は議会として、独自にもうちょっと高く上げるのかなというのも一つの方法だと思います。これも今後の論点にしていくべきだというふうに思えます。以上です。

○堺委員長 議長。

○伊藤議長 モニターはぜひやってみたいと思っております、皆さんの心配も本当よくわかります。大体要綱つくりましたって、じゃあいつから始めますかだあって、町広報に出したとします、いったい何すんのかって誰もわからない。それで、いろんな意見今出ましたので、それを集約して、まずは何をしてほしいんだとか、年間どのくらいの日数になりますよとか、応募してから聞いたって、これ大変な話になるので、この間も事務局長としゃべって、今度こういうのはやりたいと思いますよって言って、説明会でもなんでもやらない限りわからないでしょう、何すりゃいいのさって。それをやらなきゃなんないんだけど、その時にある程度の幅を持った柔軟な、要綱の中でもさ、例えば本会議に来てくれて、朝から晩までいねばねんだべがとかさ、単純に、これで4千円がとかさ。これだけびらっと広報に出しても駄目なので、今の意見もらったやつをいろいろ集約して、定数も含めて、私はまずは説明会なるものやって、こういうことを私どもはしてほしいっていうのちゃんとしゃべんねばね、おそらくこういうふうになったって、なかなか来ないと思うんだよね。その辺のところちょっとやりながら、すべきかなって私思ってるので、今貴重な意見もらったんで、それをもうちょっと詰めて、それからまた協議した方がいいなど。

ただ、来年度からやりてえなと思ってるので、予算化しなきゃねえもんだから、だから定数でやって、なんぼ謝礼する。そのレベルだけはですね、早めにつくっておかないと予算要求もできないのよっていう意味があります。

だから、今いっぱい出てきたので、それも一回ね、委員長今のやつ集約して、これどうするってことでやって、早めに会議開いた方がいいかもしれない。本当にわかんねえべさ、何すんだか。これ見せたって、えって、俺達はこうやってしゃべってっからわかるけど、普通の人わかりませんって、何をすんだって。それは、委員長にしゃべって、再度会議開いて、詰めた方がいいかなと思っております。定数も同じです、それから報酬も。と、私は思っていました。

○堺委員長 福原委員。

○福原委員 皆さんのね、意見こう出してもらうと、また違う考え方が生まれてきてね、質問の仕方も変わってくるんですよ。僕もやはりこの方々が議会で40何日間ぐらいありますかね、その議会全部出てくれるっていうことは不可能ですよ。仕事をしている方もおります、専業主婦もいます、子育ても。だから、この中で何回か、それに伴って報酬を、それと原稿を、出す原稿をまとめてもらう、それも時間に含めた中での報酬。

それと、一から十まで出てくださいではないっていうことですよ、議長、そういうことでいいですもんね。だから、そこをきちっとかいつまんで話してあげる。それと内容もそんなに堅苦しくないことだよということを念を押していた。それと、僕も前もちょっと言ったけど、近江さんもね、こう言ってくれて、将来の議員の卵を育てるっていう狙いも。そして訓練なんです、議会というふうなところ、どういうところなんだよと、自分であればこういうふうな質問する、自分であればこういうふうな方向で議会の質疑をするよとか、そういう訓練をこのモニターっていうところでやるんですよ。

だから、ただ単にいいとか悪いとかっていうことを原稿用紙400字詰め1枚でしょうかね、2枚でしょうか、そういうふうなことを具体的に整理なさったらいいかなと思う。今のまんまだったら、ただやっていいようだけれども、どんなことをやるんだべっていう、さっき議長自身が言ってるんだから、そうすって駄目だもんね。だから、みんなでもうちよって煮詰めて、来年の4月1日でなくたって遅れてもいいんだから、補正で組んだっていいんですからね、議長ね。そんなことで、十分にみんなを納得する、特にモニターにな

ってくれる人が納得してくれるような要綱つくられたらいい。そういうことで、事務局、お願いします。

○堺委員長 皆さんからいろんな意見、考え方述べていただきました。やっぱりモニター制度を円滑に動かしていくためには、今いただきました意見を掌握して、よりいい方法で進めてまいりたいと思いますんで、もう少し私達にその辺のところを任していただいて、今日はどうするっていうことよりも、モニターはいいよっていう話を聞いてね、あとはルールをしっかりとやってくと。そういう感じで進めてまいりたいと思いますけども、よろしいでしょうか。

(「異議なし」という声あり)

○堺委員長 それでは、議会モニターについてはですね、そのようにさせていただきたいと思っておりますので、資料に関する事項は全てこれで終了致しました。

次に、その他に入りたいと思います。次回の委員会の進め方等について、皆様から何かご意見やご提言があれば賜りたいと思います。何かございませんでしょうか。

福原委員。

○福原委員 先ほどもちょっと言ったんだけど、今回の議会改革で皆さんからアンケートのような、考え方のようなことをまとめられました。その中で一番最初に出てたのは、議員定数の見直しが出てたんですよ。それで、私この議員定数減らす減らさない、減らさないんであればそれでいいんです。減らすとなると、今度は常任委員会であり、いろんなものが変わってくるもんですからね、できれば何回目かの時に、議員定数をね、今日のモニターのようにタブレットのようにちょっとうぼんと出していただいて、そして宿題として、もう一回自分達がまとめたものをもう一回見直しながら、そして皆さんの意見を一人ずつ聞きながら、そうして、それが突破口にして2回目、3回目。そうすつとね、全て流れができてきます。定数減らさないんであれば減らさないような議会の今後のね、これからの形、組織、俗に言う組織ですよ。経費の削減もあるし、議員報酬のこともあるだろうし、いっぱい議長が投げかけていたものが全部まとまってくるんですよ。

そんなことで、できればそのようなことを次回、組み入れながら特別委員会を進めていただければなど、このような僕の願いです。

○堺委員長 今日、提出しました資料につきましては、皆さん方の考え方が進めていいよという方向の方に傾いてるみたいですので、きっと、おそらくこのことにつきましては、早めに確定するんじゃないかと思っております。

その次には、今福原さんが言われましたように、定数なり、いろんな問題も出てくると思っておりますんで、その都度協議し、何かからやるかを進めてまいりたいと思っておりますんで、よろしいでしょうか。

(「異議なし」という声あり)

○堺委員長 それでは、そのようにさせていただきます。

資料要求等はないですか。

ないようであれば、次回の委員会の資料等については、正副委員長に一任させていただきたいと思っておりますけども、ご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○堺委員長 ご異議なしと認め、そのようにしたいと思います。

お諮り致します。

本日の委員会は、これをもって閉会したいと思います、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○堺委員長 ご異議なしと認めます。

なお、次回の委員会の開催日につきましては、正副委員長にご一任願い申し上げます。

よって、本日の委員会は、これをもって閉会致したいとます。

どうもありがとうございます。ご苦勞様でした。

(閉会 午前11時52分)